

第 37 号

令和6年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 151,201,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	3,879,085千円
第1項 営業収益	3,858,230千円
第2項 営業外収益	20,855千円

支 出

第1款 事業費	3,118,727千円
第1項 営業費用	2,791,334千円
第2項 営業外費用	287,393千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,581,188千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,239千円及び過年度分損益勘定留保資金1,551,949千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	265,554千円
第1項 他会計からの返還金	265,554千円

支 出

第1款 資本的支出	1,846,742千円
第1項 建設改良費	271,638千円
第2項 企業債償還金	759,550千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円
第4項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	千円 200,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 483,712千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫